

3-1：災害時における飲料水等の供給に関する協定書（新関西衣料サービス株式会社）

加古川市（以下「甲」という。）と新関西衣料サービス株式会社（以下「乙」という。）は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害」という。）における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う飲料水供給活動に対し、乙が協力して行う飲料水等の提供に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（飲料水供給の要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が飲料水等を調達する必要があると認められる際に、甲は乙へ飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は飲料水等の供給要請書（様式第1号）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により当該要請を行うことができるものとし、後日、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、可能な範囲で飲料水等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、飲料水等の供給を実施した際は、その供給状況について、供給終了後、速やかに供給完了通知書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、甲の負担とする。ただし、12ℓウォーターボトル300本分は無償にて提供する。

2 本条に基づく費用の額は、災害発生の直前における販売価格とする。

3 飲料水等の供給に際して発生した代価は、供給完了通知書（様式第2号）を基に算出し、乙が甲に請求できるものとする。その際の支払先は、乙の指定した銀行口座（振込手数料甲負担）へ支払うものとする。

（引渡し等）

第5条 飲料水等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。

2 飲料水等の引渡しは、甲、乙双方の職員の立会いの下で行うものとする。

(連絡窓口)

第6条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(適用期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月1日

甲 加古川市加古川町北在家2000
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 加古郡稻美町六分一1352番地の1
新関西衣料サービス株式会社
代表取締役社長 相野 柔平